

建築基準法第51条の規定による産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について

【建築基準法第51条(要旨)】

都市計画区域内においては、ごみ処理施設などの政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が、当該市町村都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合は、新築し、又は増築することができる。

【申請概要】

申請者	敷地の位置(用途地域)	面 積	備 考(処理施設の種類及び処理能力)
株式会社イマナガ 代表取締役 今永 良二	北九州市門司区新門司三丁目 38番1、38番2、41番 (工業地域)	敷地面積 20,476.52 m ² 建築面積 5,856.72 m ² (申請部分 3,887.30 m ²) 延床面積 6,234.17 m ² (申請部分 4,148.96 m ²)	処理施設の種類 産業廃棄物処理施設 処理能力 産業廃棄物処理施設 廃プラスチック類の破碎施設 94.7t/日 内訳 37.6t/日(8時間) 57.1t/日(24時間) がれき類の破碎施設 112.4t/日 内訳 62.9t/日(8時間) 49.5t/日(24時間)

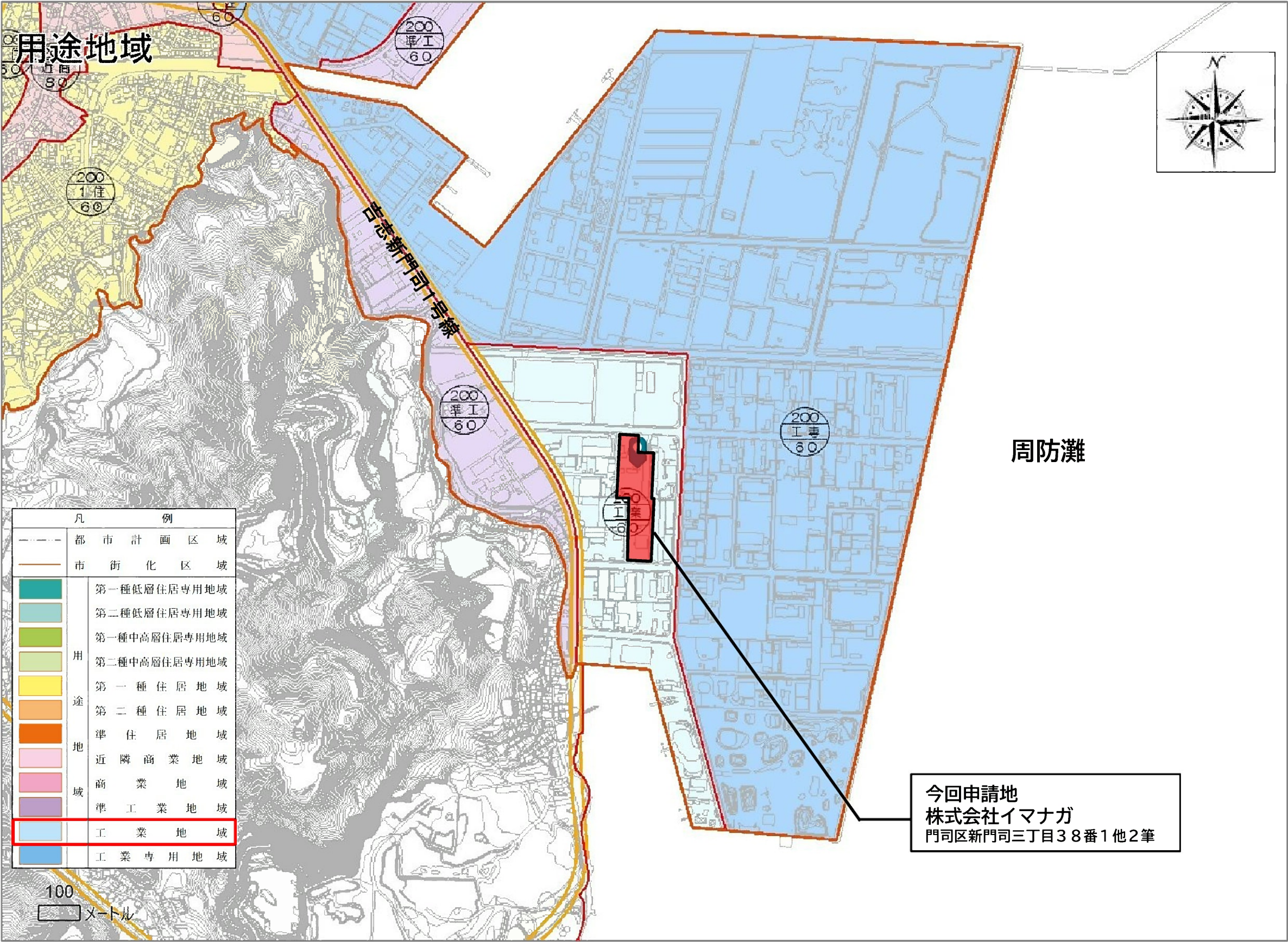
【許可を必要とする理由】

申請者は、平成27年5月に建築基準法第51条ただし書に基づく許可(産業廃棄物処理施設(廃プラスチック類の破碎施設))を受けて、産業廃棄物処理業を営んでいる。(平成27年5月都市計画審議会議案第278号)

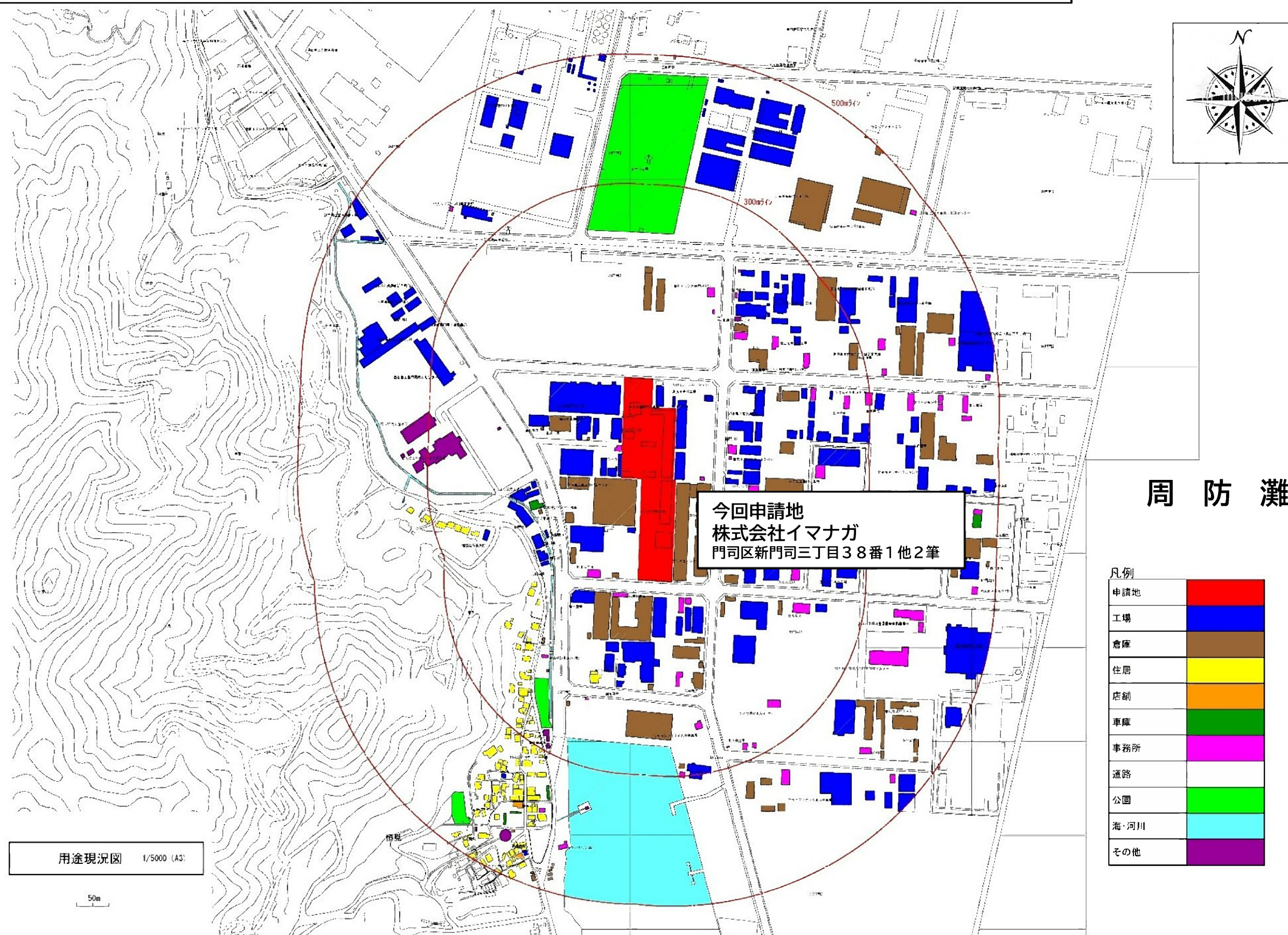
今回、処理品質の向上や省人化による効率化を目的とした破碎機の追加設置を計画しており、産業廃棄物処理施設の処理能力が、廃プラスチック類の破碎施設は94.7t/日に、がれき類の破碎施設は112.4t/日に向上する見込みである。

これにより、建築基準法施行令で定める規模を超えることから、建築基準法第51条ただし書き許可の申請を行うもの。なお、今回の申請では、破碎機を既存建築物内に設置する計画であるため建築行為は発生せず、処理能力の向上に関して建築基準法第51条ただし書の規定により、都市計画審議会の議を経るものである。

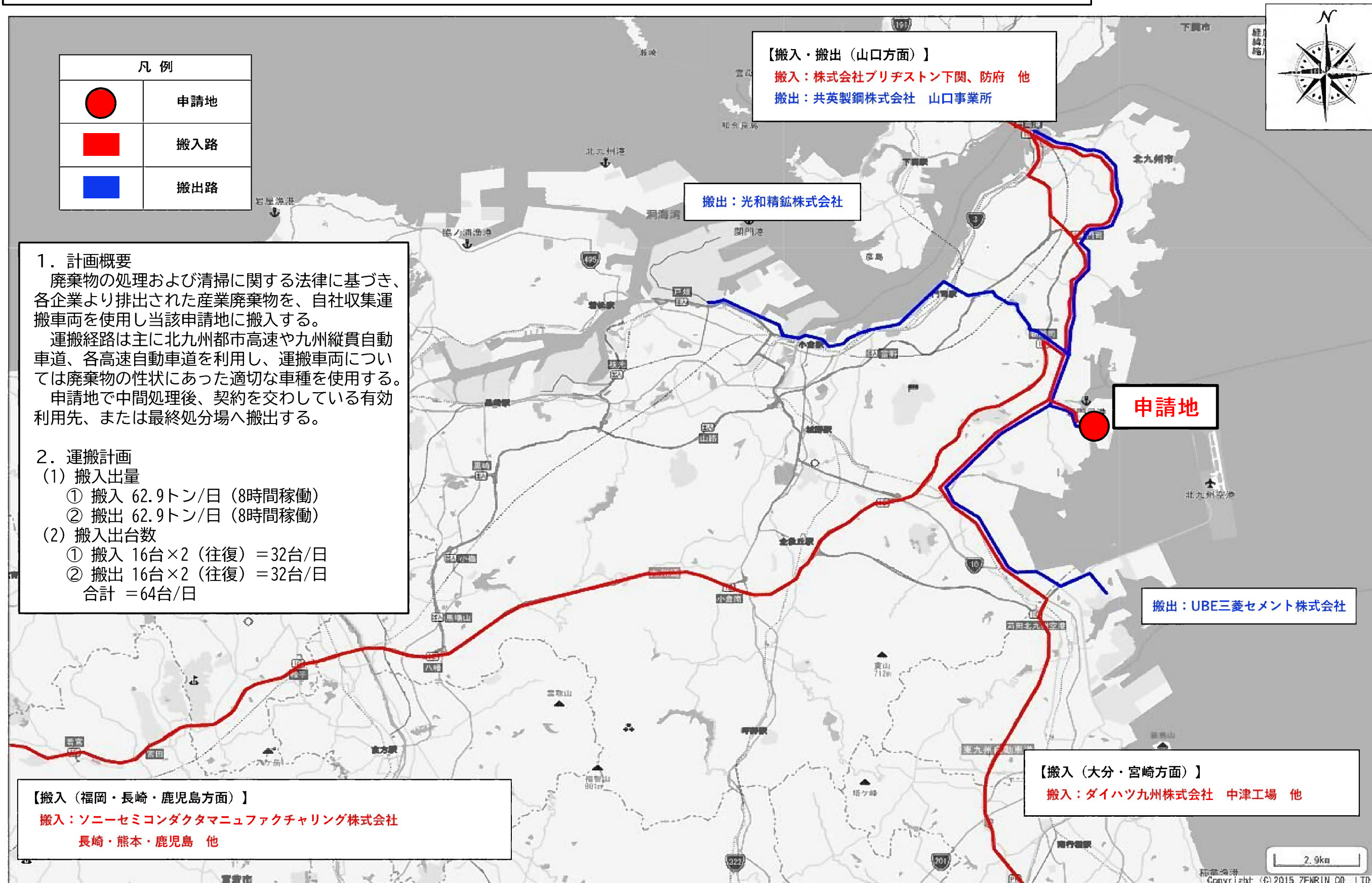
建築基準法第51条の規定による産業廃棄物処理施設の用途に供する
建築物の敷地の位置について【門司区】 付近見取図（用途地域図）



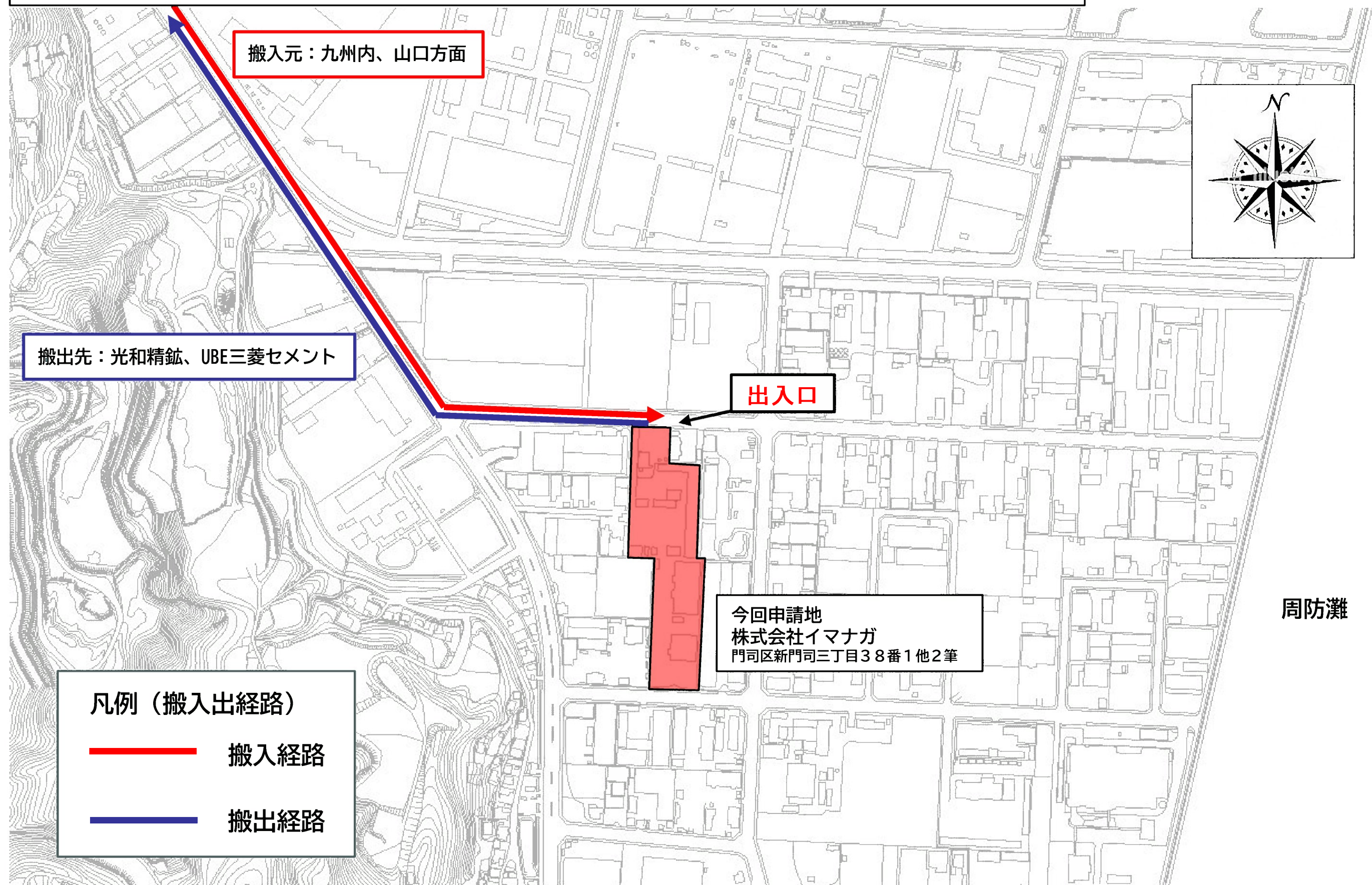
建築基準法第51条の規定による産業廃棄物処理施設の用途に供する
建築物の敷地の位置について【門司区】
用途現況図



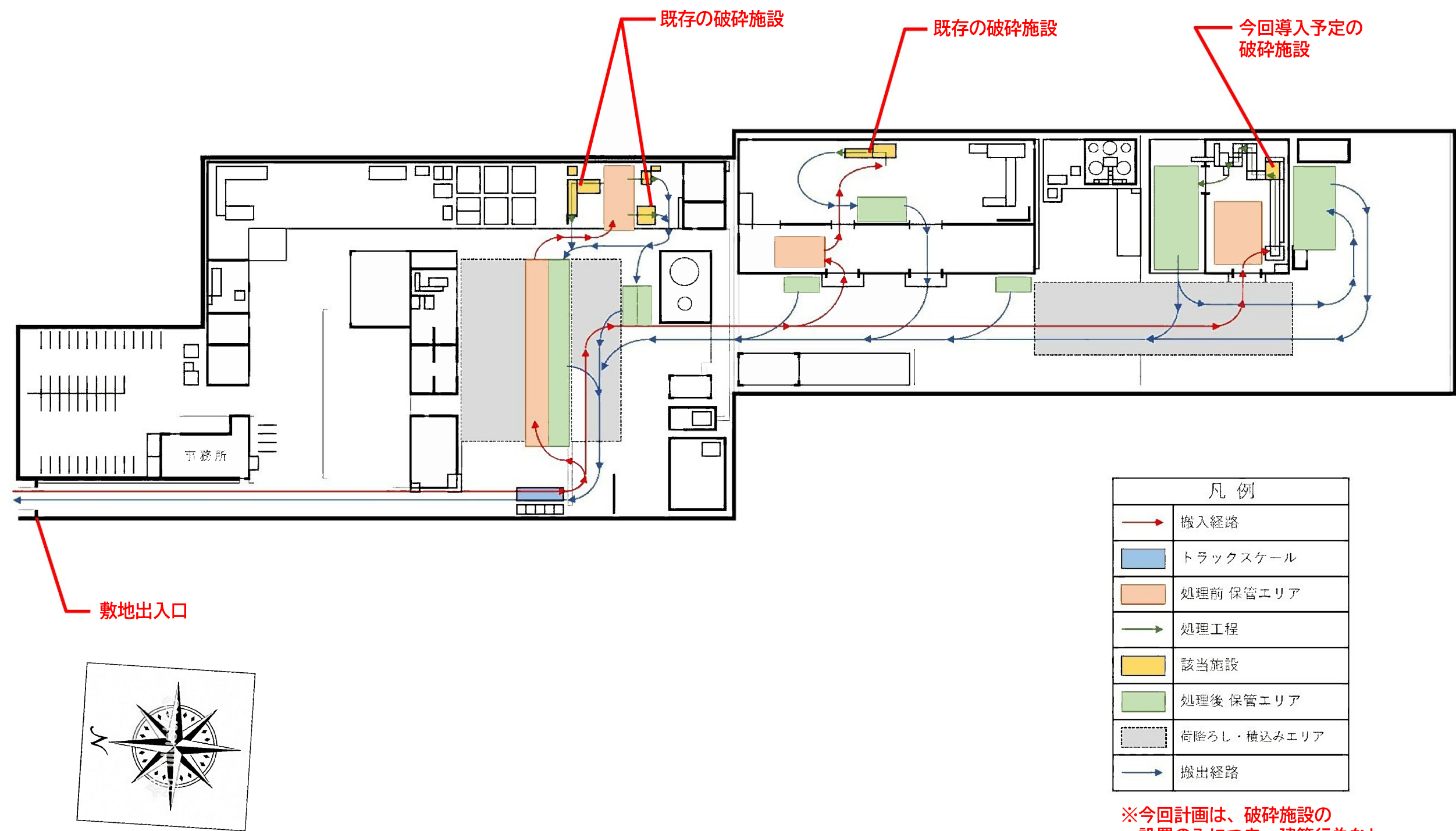
建築基準法第51条の規定による産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について【門司区】運搬計画図（北九州市全域）



建築基準法第51条の規定による産業廃棄物処理施設の用途に供する
建築物の敷地の位置について【門司区】 運搬計画図（申請地周辺）



建築基準法第51条の規定による産業廃棄物処理施設の用途に供する
建築物の敷地の位置について【門司区】
処理施設の配置図



建築基準法第51条の規定による産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について【門司区】 処理フロー図

操業フロー

